

平成12年1月28日（空航第74号・空機第72号）

平成23年6月30日一部改正（国空航第516号・国空機第280号）

## サーキュラー

国土交通省航空局安全部長

件名：本邦航空運送事業者等が実施する安全性実証試験に係る運用指針

1. 安全性実証試験は、当該事業者が実機による無償飛行により、機材不具合発生時等の緊急時等における対応能力及び通常時の運航・整備の確実な実施能力のそれぞれについて実証することを求めるものである。
2. この実証飛行を行うに当たっては、以下に従うこと。

2.1 安全性実証試験は、当該事業者の事業計画に応じて当局が承認する内容の飛行試験により行い、飛行時間は、原則として、50時間（時間は Block Time でカウントする。）であること。なお、当該時間については、2.3 の規定による飛行時間の削減に加え、航空局安全部長又は地方航空局保安部長が当該事業者の運航経験、運航形態、使用航空機等を考慮して削減することができる。

2.2 上記飛行時間の少なくとも 50%以上（25 時間以上）については、緊急時等の対応能力を実証するため、航空機の不具合等の模擬を行う飛行でなければならず、当該模擬飛行には原則として下記を含むこと。

- ①緊急時の模擬（例：発動機故障、火災、減圧、乗員の機能喪失、急病人の発生等）
- ②性能上の変更を及ぼす不具合の模擬（例：滑走路の悪条件下におけるアンチ・スキッド 又はスラスト・リバーサー不作動での着陸等）
- ③整備を必要とする不具合の模擬（例：計器の故障、燃料・滑油のリーク、タイヤの摩耗等）
- ④M E L、C D L の適用の模擬（例：発電機不作動における出発等）
- ⑤天候上や整備上の理由による目的地変更等の模擬

（注）旅客輸送を行う場合の緊急脱出時（不時着水を含む）の対応能力の実証については、飛行試験の一環として行う必要はないが、別途実機を用いた地上における

部分的実証試験（乗客の参加及び脱出スライドの展開は省略してもよい）を行うこと。（脱出スライドの展開を省略する場合は、モックアップから脱出スライドを使用した脱出を行うこと。）

2.3 模擬飛行以外の飛行については、通常時の運航・整備の確実な実施能力を実証するためのものであり、フェリー飛行、訓練飛行等をそれに充当することができる。なお、この飛行時間については、当該事業者の事業規模を考慮して、運航開始当初（運航開始から概ね3ヵ月まで）において、事業の用に供する機材数が5機未満の場合にあっては、下記により減じた時間数とすることができる。但し、減じた時間数については、有償飛行開始後、速やかに減じた時間数の2倍の飛行時間についての運航・整備の実施実績を当局に報告すること。

| 運航開始当初の機材数 | 通常時の運航・整備能力の実証飛行時間 |
|------------|--------------------|
| 1～2機の場合    | 10時間以上             |
| 3～4機の場合    | 20時間以上             |
| 5機以上の場合    | 25時間以上             |

(注) 緊急時等の対応能力の実証飛行（模擬飛行）時間は、上記の他に25時間以上

#### 附則

1. 本サーキュラーは平成12年2月1日から適用する。
2. 「新規定期航空運送事業者が実施する安全性実証試験に係る運用指針」（平成11年7月30日空航第589号空機第969号）は廃止する。

#### 附則（平成23年6月30日）

1. 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。